

黒髪山大智院「檀家規約」

第1条 寺院名と所在地

当寺院は長崎県佐世保市戸尾町 9-8 に所在地を構える宗教法人で名称を黒髪山大智院（以下「黒髪山」という。）と称する。別格本山黒髪山大智院、略して黒髪山などとも称する。別格本山とは黒髪山が所属する包括法人真言宗大覚寺派における寺格式である。

第2条 寺院の目的

黒髪山は弘法大師の開基と伝わる寺院であり、薬師如来・阿弥陀如来・千手観音菩薩を本尊とし、弘法大師や諸仏尊を祀り、仏教の教えに基づき、真言宗大覚寺派の教義によって、檀家及び広く市民を教化布教し、宗教活動を行う。

第3条 檀家について

- 1 檀家とは、本規約および関連する規則を理解し、印鑑証明書(3ヶ月以内のもの)を添付の上、黒髪山の定める書式によって入檀願を提出し受理された者をいう。これにより黒髪山を菩提寺と定めたことになる。受理された者は檀家として家族(本条2項に定める者で以下「家族」という。)を代表する施主(以下「施主」という。)と称し、入壇にあたって黒髪山大智院「霊明殿細則」(以下「霊明殿細則」という。)第2条及び黒髪山大智院「檀家細則」(以下「檀家細則」という。)第3条に定める入檀志納金を納付し、黒髪山大智院「霊明殿規則」(以下「霊明殿規則」という。)に定める御位牌壇を使用し、入檀願を提出と同時に次の2項から6項に定める登録を行わねばならない。
- 2 施主と同じく黒髪山を菩提寺と定めて信仰する親・配偶者・子を「家族」として黒髪山の現在帳に登録する。
- 3 施主に連絡がつかない際の「緊急連絡先」を家族の中から1名以上登録しなければならない。
- 4 施主の後継として家族を代表し信仰を主宰する「祭祀承継予定者」を家族の中から1名登録しなければならない。「祭祀承継予定者」に登録しない場合、家族の登録の有無に関わらず施主一代で檀家は終了するものとし、「霊明殿規則」に定める御位牌壇の使用も解除されるものとする。
- 5 施主と家族が祭祀供養する先祖及び故人を黒髪山の過去帳に登録する。先祖が50回忌を過ぎていても施主からの書面による申出が無ければ大切な家系の記録として過去帳の登録は残り続ける。
- 6 施主の兄弟姉妹で配偶者や子供があり別の家系が派生した場合は、施主とは別に檀家としての登録を要するものとする。但し、配偶者や子供がなく、施主及び家族が了承している場合は、黒髪山の許可の下で施主の家族として登録する事ができる。

第4条 檀家の信仰活動について

檀家は、次の各号に定めるように、黒髪山の宗旨に帰依し、住職(及び僧職者)を司祭として仰ぎ、自身の信仰の拠り所であり、先祖の安らぎの精舎である黒髪山を菩提寺として、自身と家族とが協力して信仰活動を行い、黒髪山の護持発展に共同の責任を有するものとする。

- ① 施主及びその家族は、黒髪山から戒名を授かり、葬儀による引導を受ける。
- ② 施主は先祖の供養や家族安寧の祈願を黒髪山に依頼または委託する事、及び護持費を納める事を約束とする。
- ③ 黒髪山と檀家との信仰上の関係や詳しい信仰活動は別に定める黒髪山「檀家心得」(以下「檀家心得」という。)に依るものとする。
- ④ 施主は「檀家心得」に定める「祈願行事」・「供養行事」や葬儀等で黒髪山に奉納する布施、及び本規約第5条に定める護持費等は、僧侶の収入ではなく、菩提寺である黒髪山の維持運営に資する大切なものであることを理解し、また護持費さえ納付していれば、他は何もしなくて良い等の誤解はしてはならない。

第5条 護持費について

- 1 施主は、毎年定められた期間内に、黒髪山の指定する方法で護持費を納付するものとし、護持費は黒髪山の運営・光熱費等の一助に充てるものとする。
- 2 黒髪山は期限内に納付のなかった施主に対して、本規約第12条に定めるとおり請求することができる。
- 3 年度途中で檀家となった場合も、その年度の護持費を納めるものとする。
- 4 施主は、第11条③号・④号にあるように、護持費さえ納付しておけば他に何も信仰活動をしなくて良いということではない。
- 5 護持費の金額は「檀家細則」の第3条2項に定める。
- 6 護持費の会計年度は、4月1日より翌年3月末日とし、黒髪山が指定した期限・方法により納付するものとする。

7 護持費は、施主の所在確認の意味もあり、毎年ごとの納付を原則として、将来までの分を前納することはできない。

第6条 黒髪山の主要行事

黒髪山の主要な年間行事は別途、「檀家心得」に定めるように「祈願行事」・「供養行事」・「月例行事」を基軸とし、檀家は積極的に申込及び参加するものとする。遠方等の事情により参詣がかなわない場合は、御布施の送金によって供養祈願を申込するものとする。その場合、黒髪山は独自に供養・祈願を執行するか、またはオンライン法事等の方法によるかを決定し、これに応えるものとする。

第7条 檀家の義務

檀家は第5条・第6条・第12条に定める所により、信仰活動を通じた布施・祈願料・お供え・護持費、及び寄付行為をもって、先祖の安息の場である霊明殿等の施設の維持、及び菩提寺である黒髪山の護持発展に責任を有するものとする。

第8条 他の宗教司祭の禁止

施主及び家族が葬儀・法事等の行事を行う場合は、次の各号にあるとおり黒髪山を専一とする。但し、黒髪山住職が事前に承認した場合はこの限りでないものとするが、その場合の条件は個別の相談によるものとする。

- ① 他寺院、宗教関係者、無宗教及び一般人による檀家の葬儀・法事・その他、法要儀式は認めない。
- ② 無宗教・友人葬・直葬等を経た故人の納骨や過去帳登録は認めない。
- ③ 黒髪山以外からの戒名考案、及び戒名授与は認めない。
- ④ 黒髪山の敷地内で、他寺院・宗教関係者の布教・勧誘・法要儀式及び類する行為は認めない。
- ⑤ 施主及びその家族が、黒髪山を通じて知り得た檀家に対し、他寺院他宗教への布教勧誘等を行う事は認めない。

第9条 御位牌壇の使用について

第3条1項に定める所の、黒髪山の霊明殿内に設置する御位牌壇の使用については「霊明殿規則」・「霊明殿細則」に定めるものとする。

第10条 檀家情報の登録及び変更について

- 1 施主が黒髪山に登録した情報に変更があった場合は、「霊明殿規則」第8条・第15条に定めるように届出をしなければならない。
- 2 施主の変更に際しては、「霊明殿細則」第2条及び「檀家細則」第3条に定める施主変更奉納金を納めるものとする。これにより、新たな施主として黒髪山から施主に対して『檀信徒勤行聖典』・檀家用袈裟を授与する。

第11条 檀家解除について

黒髪山は、次のいずれかに該当する場合、黒髪山責任役員会及び総代会の承認の下で、施主に対して檀家解除する事ができる。檀家解除とは第16条に定める方法で施主に解除通知を行い、黒髪山に登録された全ての登録情報を抹消し、施主の使用する御位牌壇の使用許可を取り消して黒髪山に返還することをいう。この場合、施主及び家族は黒髪山に対し名目のいかに関わらず一切の請求はできない。

- ① 施主の転居先不明、または郵便物が届かず、または電話が不通、または電話応答しない状態となって3年以上経過した場合。
- ② 施主が、第5条に定める護持費を3年間以上納めない場合。
- ③ 施主が、50回忌未満の故人の月牌供養・月命日まいり・祥月命日・年忌法事のいずれも申込なく3年以上を経過した場合。
- ④ 施主が四度供養、または祈願行事の代表である節分星まつりに3年以上申込しない場合。
- ⑤ 施主が、本規約第12条に定めるところの、黒髪山からの要請・請求・指導に応じない場合。
- ⑥ 施主または家族が、黒髪山運営に支障をきたす言動や、他の檀家に迷惑な行為をした場合。
- ⑦ 施主または家族が、黒髪山の宗教典礼儀式、及び住職の指導や慣行を軽視・侮蔑・無視、または妨げた時。
- ⑧ 施主が、他の宗教宗旨、または無宗教に転じ、黒髪山の檀家でなくなったと黒髪山が判断した時。
- ⑨ 施主または家族が、黒髪山の承諾を得ずに無宗教、または他の寺院や宗教宗旨による葬儀を執り行った場合。
- ⑩ 施主または家族が、黒髪山及び、住職・責任役員会・総代会・住職の家族(以下「寺族」という。)に対してパワーハラスメント行為・名誉棄損・誹謗中傷・侮蔑的言動を行ったり、または第14条3項に違反して住職及び寺族の個人情報を漏洩した場合。
- ⑪ 施主または家族が「霊明殿規則」第15条に違反した場合。
- ⑫ 施主または家族が、反社会的団体に所属、勤務先が反社会的団体に所属また関与していると認められる関係を有

していると判明した場合。

- ⑬ 施主または家族が、法令や「檀家規約」・「霊明殿規則」・「檀家細則」・「霊明殿細則」・「檀家心得」・公序良俗に違反したり、また檀家としてふさわしくないと黒髪山が判断した場合。

第12条 請求及び指導の権利

- 1 黒髪山は、施主に対して本規約第5条に定める護持費を請求することができ、前条(2)号・(3)号・(4)号に該当する場合、黒髪山の裁量によって護持費・祈願行事及び命日法事の布施に相当する金額を一括請求することができる。
- 2 施主の体調不良・高齢等の事由による信仰活動の停滞等に際して、黒髪山は施主の家族に対し前項の請求をすることができる。
- 3 黒髪山住職は、本規約に記載していない事柄であっても、黒髪山と檀家との宗教性や信頼、また檀家間の秩序を守るため、及び黒髪山の施設を維持する上で必要と判断した場合、施主に指導することができる。

第13条 布施及び寄付について

黒髪山の維持運営は、主として「檀家心得」に定める諸行事における布施・御供・護持費等による。また黒髪山の維持運営上必要と考える場合、黒髪山大智院責任役員会及び総代会において協議の上、施主に対して布施の金額を提示したり、寄付勧募、また黒髪山の修繕改築等のための負担金を依頼する事ができるものとする。

第14条 個人情報管理について

- 1 黒髪山は、法令に基づいて施主及び家族の個人情報について適正かつ安全に管理・運用することに努める。
- 2 黒髪山は、施主及び家族の個人情報について、黒髪山の宗教活動目的のために活用する。
- 3 施主及び施主の家族は、黒髪山の住職や寺族の個人情報について法令に基づいて保護する。

第15条 管理権に基づく措置

黒髪山が建物の修築・施設整備・仕様変更等、または公用収用の必要等の理由によって、御位牌壇(納骨壇)の移転変更や遺骨の改葬等を求めた際に、施主はこれを拒むことはできない。

第16条 通知方法と通知の効力

黒髪山が施主に対する通知の方法は書面を以て行う。施主が住所等の変更の届出を怠ったために当該通知の不着が生じた場合、及び施主または家族が当該通知が到達することを妨げた場合、当該通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第17条 本規約の第三者開示禁止

黒髪山は本規約を施主に渡し、施主は自宅にて保管する。また、施主はこの規約を第三者に開示してはならない。

第18条 細則及び心得の設定

黒髪山の住職は黒髪山の責任役員会、及び総代会の承認を経て、当規約の細則及び、檀家心得を設定することができる。

第19条 本規約の改正について

本規約の改正は、黒髪山住職が黒髪山の責任役員会、及び総代会の了承をもってこれを執り行う。

第20条 定めなき事項について

本規約において定めなき事項については、法令・真言宗大覚寺派において定める所、別に定める「檀家細則」、及び黒髪山において定める諸規則により、黒髪山の責任役員会、及び総代会にて決定するものとする。

第21条 合意管轄裁判所

黒髪山と施主は、本規約の取り交わしに起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、長崎地方裁判所佐世保支部または佐世保簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

附則 この規約は令和6年12月1日制定、令和7年4月1日から施行する

宗教法人黒髪山大智院 代表役員 草津栄良